

一般事業主行動計画

全職員の『仕事と生活の調和』・子育て世代の職員の『仕事と子育ての両立』を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うことにより、各人の能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2022年3月31日 までの3年間

2. 目 標 1 男子職員の育児休業促進
 《対策》 2018年11月～ 職員のニーズの把握、制度の導入、男子職員も育児休業を取得でき、社会保険料免除等制度の周知や情報提供を行う為、責任者による説明会を行う。
- 目 標 2 育児・介護休業法に基づく育児休業等雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等諸制度の周知
 《対策》 事業所の見やすいところへ、パンフレット等を備えつける。